

西栗倉村手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話言語に対する理解の広がりやいまだ感じる状況に至っていない。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる村を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条

この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、村及び村民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条

ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての村民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2

手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3

ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重されなければならない。

(村の責務)

第3条

村は、基本理念にのっとり、手話言語の普及と、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(村民の役割)

第4条

村民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2

ろう者は、村の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の促進に普及に努めるものとする。

3

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第5条

村は、障害者基本法（昭和45年法律84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」という。）において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策

(2) 村民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

(3)

村民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策

(4)

手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語により意思疎通支援者のための施策

(5) 前4号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

2

村は、前項に規定する施策を推進するため、方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

3

村は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する西粟倉村手話言語施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

4 前項の推進会議の組織及び運営会議に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

5

村長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断に見直しをしなければならない。

(財政措置)

第6条

村は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は令和6年1月1日から施行する。

第2条

村は、この条例の施行後3年を目処として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。